

(令和6年12月24日現在)

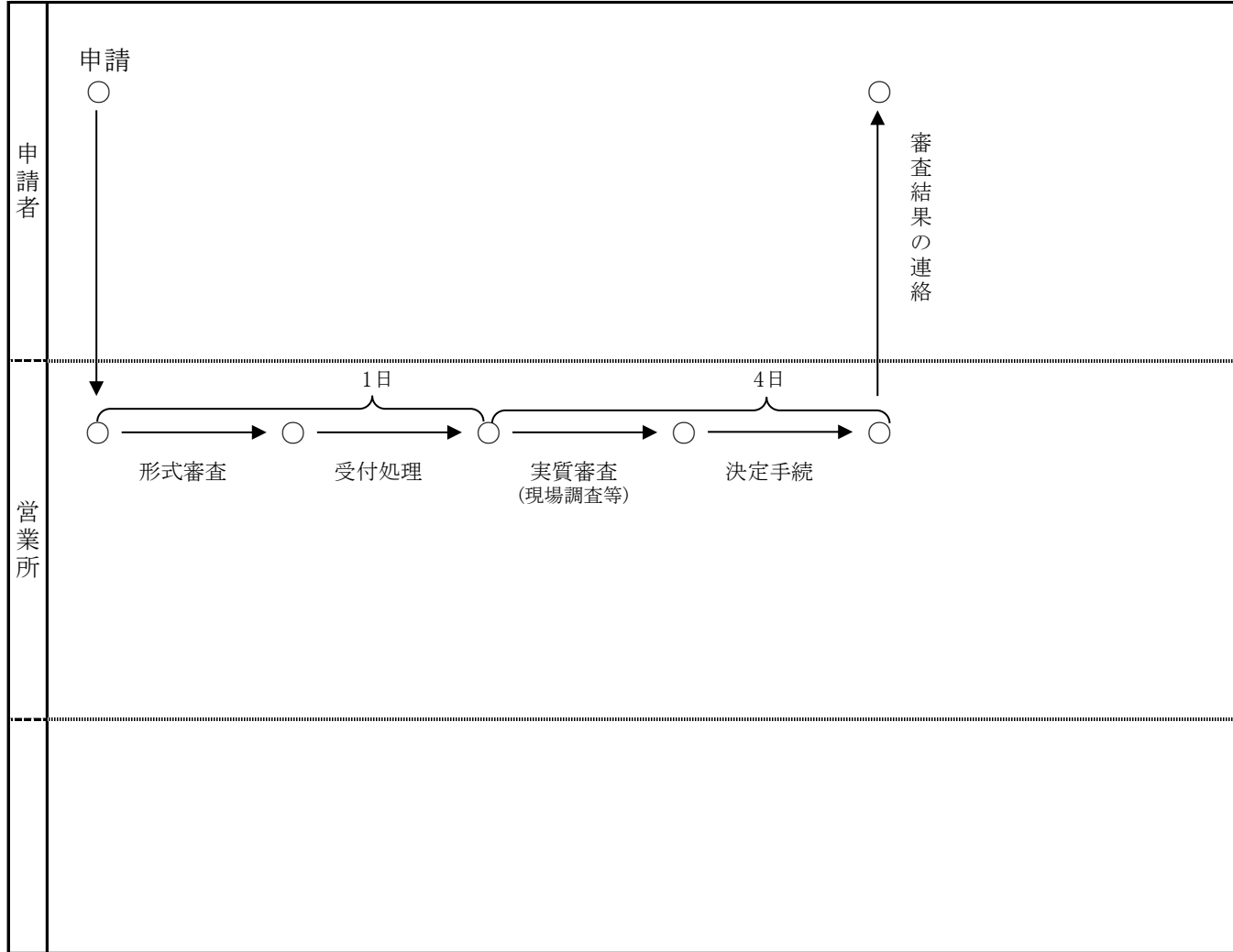
事務処理フロー図

事務名	料金又は手数料の減免
根拠法令	東京都給水条例第30条第1項

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話5320－6427

標準処理期間計	5日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	申請書の内容等を確認します。
2	受付処理	受付処理を行います。
3	実質審査 (現場調査等)	減免の適用条件等の確認を現場調査等により行います。 なお、一部の減免については、適用条件に当てはまるか、関係機関に確認を依頼します。
4	決定手続	所定の決定を行います。
5	連絡	審査の結果をお客さまへ連絡します。